

## 関電の使用済燃料対策「新ロードマップ」に実効性はない

# 乾式貯蔵施設 建設の事前了解に反対を!

## 福井と関西の30km圏内で住民説明会を求めよう

政府は2月18日、原子力の最大限活用に大きく舵を切った第7次エネルギー基本計画を閣議決定した。基本計画は、原発の再稼働、六ヶ所再処理工場の稼働、中間貯蔵・乾式貯蔵の推進等を狙っている。衰退する原子力産業を延命させるためのものだ。多くの反対のパブコメ意見等も無視した決定に強く抗議する。各地の運動が連携して、具体的な推進策動を跳ね返していこう。(16頁 原子力規制を監視する市民の会と共同で出した抗議声明)

### 1. 関電の使用済燃料対策「新ロードマップ」に実効性なし

関電は2月13日、使用済燃料対策の「新ロードマップ」を福井県と立地3町(高浜町、おおい町、美浜町)に提出した。17日から始まった福井県議会の全員協議会で、関電と資源エネルギー庁が説明し、18日の本会議代表質問でも議論が始まった。

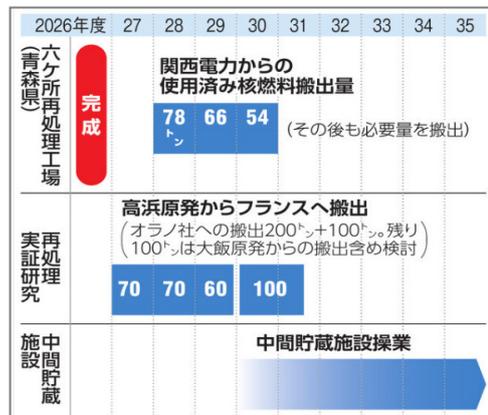
「新ロードマップ」は①六ヶ所再処理工場への搬出、②フランスへの搬出、③2030年頃の中間貯蔵施設の操業という3本柱になっている。以下で、問題点を紹介する。

#### ① またも六ヶ所再処理工場への搬出を前提(美浜原発と大飯原発から)

レッドセルでは検査も耐震補強もできないという重大な問題が控えている

前回の「ロードマップ」が作成から1年もたたない内に破綻したのは、六ヶ所再処理工場の竣工(完成)が延期となったことにある(これまで27回延期)。それにも関わらず、またも六ヶ所再処理工場頼みの「新ロードマップ」となっている。

日本原燃は六ヶ所再処理工場の竣工予定を2年半延期して2026年度中(2027年3月まで)とし、2028年度(2028年4月以降)から電力会社の使用済燃料を受け入れると発表した。関電の「新ロードマップ」はこれを前提にして、2028年度から3年間で198ト



朝日新聞 2025. 2. 14

### 目次

- ▼「新ロードマップ」に実効性なし…p1
- ▼資料：使用済燃料の貯蔵推移…p4
- ▼(投稿) まやかしロードマップは認めません…p5
- ▼乾式貯蔵の審査批判…p6
- ▼2/14 福井県議会への陳情書提出…p8
- ▼英国はプルトニウムを廃棄処分…p.9
- ▼1/30 綾部市申入れの報告…p.10
- ▼(投稿) 避難計画の破綻は明確…p.12
- ▼1/17 大飯裁判の報告…p.14
- ▼(声明) 第7次エネ基計画の閣議決定に抗議する…p.16

の使用済燃料を美浜原発と大飯原発から搬出する計画になっている。

しかし、計画通りに進む保証はなにもない。六ヶ所再処理工場の設工認審査は続いており、使用前の検査という次の重大な問題が控えている。2006年からのアクティブ試験（使用済燃料を使った総合試験）で使用した施設の部屋（レッドセル<sup>※</sup>）は既に高濃度に汚染されており、近づくこともできないため、検査も耐震補強工事もできない。約6万の検査箇所の内、実検査（配管等を直接測定する）ができない機器・配管等は約3万8千か所にも及び、6割以上になる。そのため原燃は、建設当時の資料などで安全性を確認するとして、規制庁もこれを基本的に認めている。そのような「検査」で安全性を確認することは許されない。再処理工場の稼働を仮定するのはもってのほかで、「新ロードマップ」に実効性はない。（※原燃や規制庁は「アクセス困難なセル」と呼ぶ。セル：放射線遮蔽のために小さく区画された部屋）

② フランスへの搬出は、「使用済MOX燃料の再処理実証研究」が目的だが、  
搬出量増は使用済ウラン燃料の搬出のためであり、目的を歪めているのではないか

「新ロードマップ」は、フランスへの搬出をこれまでの2倍にして400トン、2027年度から搬出する計画になっている。使用済MOX燃料と使用済ウラン燃料を混ぜて再処理する研究だ。

現在の使用済MOX燃料の貯蔵量は、高浜3号で約11トン（24体）、高浜4号で約9.2（20体）で合計20トン。この20トン（5%）の使用済MOX燃料の試験のために、その19倍の使用済ウラン燃料を搬出することを目論んでいる（400トンの内訳：300トンを高浜原発から搬出し、残り100トンは搬出時期やどの原発から搬出するかは未定）。

フランスへの搬出は、「使用済MOX燃料の再処理実証研究」が目的となっている。しかし、フランスでも使用済MOX燃料の再処理は試験段階で実用化は定かではない。

「実証研究」を名目に、使用済ウラン燃料の搬出量を増やし、使用済燃料プールの空き容量を確保するためのものではないのか。

③ 2030年頃に中間貯蔵の操業→具体的にどの中間貯蔵施設なのか等言及なし

「新ロードマップ」では、「中間貯蔵施設の他地点を確保し、2030年頃に操業開始」としている。しかし、契約上むつの中間貯蔵施設には搬出できない。また、山口県上関町で計画している中間貯蔵施設もボーリング調査が終了しただけで、完成には約15年かかると言われている。地元山口県では、関西を含め全国の協力で昨年27万筆以上の反対署名を提出した。今年2月から新たに計画の撤回を求める署名も開始され、根強い反対運動が続いている。

2月17日の福井県全員協議会では、議員から「どこの中間貯蔵なのか」「頃とはいつのことか」「この2年間どれだけ進んでいるのか」等の意見が出た。関電は「立地のことなので具体的には差し控える」「『頃』としか言えない」「チーム長を専任にした」等の答弁に終始した。

2030年頃に操業できる中間貯蔵施設はどこにもない。

## 2. 福井県知事は早くも「実効性を考える上で一定の意義がある」と答弁 ❖

福井県議会では、関電の「新ロードマップ」の実効性を認めるのが最大の焦点になっている。2月17日の全員協議会に続き18日の代表質問でも、県議からは、再処理工場の再三の延期で「実効性が担保されているとは言えない」「信用できない」「中間貯蔵も具体性がない」等々の批判の意見が大勢を占めた。

ところが知事は、「サイトごとの貯蔵量が、管理容量を上回ることなく将来的には徐々に減って

いくことが、定量的に示されている。そういうことで、実効性を考える上で一定の意義があるというふうに考えている」と、早くも「新ロードマップ」を容認するかのように答弁している。

しかし、関電が示した貯蔵量の推移は、再処理工場への搬出を前提にした綱渡り状態だ。例えば美浜原発では、2028年に30トンを超えなければ、使用済燃料プールは満杯となり、運転はできなくなる。大飯原発でも同様に140トンを超えなければ2030年までにプールは満杯となり、運転できなくなる（資料：4頁）。

全員協議会で野田議員（民主・みらい）は「ロードマップは、使用済燃料の県外搬出というより、原発の運転継続が目的となっている」と意見を述べた。実際、関電が示したサイトごとの使用済燃料の容量は、どこも満杯状態で、原発の運転継続のために、再処理工場への搬出でぎりぎり管理容量以下に抑えたものだ。既にプールは満杯に近いので、原発の運転を止めるべきだ。

一方で、再処理工場への搬出ができない場合等に備え、関電は原発敷地内での乾式貯蔵施設の建設を急いでくるに違いない。乾式貯蔵の審査は、規制委・規制庁で続いている。関電は、土砂崩れで格納設備全体が埋没して除熱が出来なくなる危険について検討していない。設置場所の断層調査も実施していない等の問題がある（6頁）。関電は当初、今年初めには審査に合格して建設を開始する計画だったが、思うようには進んでいない。

知事はこれまで、「新ロードマップ」の実効性が確認できなければ、老朽原発の運転は認められず、乾式貯蔵建設の事前了解はあり得ないと発言してきた。しかし、「新ロードマップ」を認めれば、規制委の審査合格後に建設の事前了解に踏み込む危険がある。「新ロードマップ」に実効性はないため、老朽原発の運転を停止し、乾式貯蔵施設の建設に事前了解してはならない。

### 3. 乾式貯蔵施設の建設に同意しないよう声を強めよう

#### 福井と関西 30km 圏内で住民説明会を求めよう

避難計画を案ずる関西連絡会は2月14日、福井の団体と共に福井県議会に陳情書を提出した。陳情書と共に京都府30km圏内で実施したアンケート結果も県議全員に配布される（8頁）。

アンケート結果を基に、乾式貯蔵反対と住民説明会の開催を求めて京都府（昨年12月24日）、綾部市（1月30日）にも申入れを行ってきた（10頁）。府議会議員や市議会議員からは住民説明会開催等を求めたいとの声も届いている。2月26日には宮津市への申入れも予定されている。

福井では、6日に準立地の小浜市へ住民説明会の開催等を求めて申入れが行われた。嶺南の市民団体が中心になり、「新ロードマップ」や乾式貯蔵を考えてもらうため、分かりやすいカラーチラシを作成し嶺南地域で新聞折込もされている（5頁）。

福井県議会の最終日は3月14日。それまでに、まずは県議に声を届けよう。知事は、立地3町、県原子力環境安全管理協議会等の意見を踏まえて「新ロードマップ」に対する判断を示すと表明している。前回と同じ枠組みではなく、説明会を開き住民の声を聴くべきだ。

老朽原発の運転継続のための「新ロードマップ」と乾式貯蔵に反対する声を強めよう。これ以上核のゴミを増やすのではなく、原発の運転停止を求めていこう。

※福井県議会議員の連絡先。インターネットで「福井県議会」で検索→次に「議員一覧」へ。議員名をクリックすると連絡先があります。

#### ★国相手の大飯原発裁判(大阪高裁) 第9回口頭弁論

2025年4月18日(金)14:15 大阪地裁202号法廷/ 終了後に報告会 島根ビル9階(予定)  
先着順です。13:45頃には、手荷物検査を受けて、法廷に入ってください。